

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)の点検(負荷側絶縁抵抗測定)において、原子炉建屋サブドレンポンプ(R-2,3)の絶縁不良が認められたため、当該ポンプ電動機を交換。	GIII	
2	4号機	復水貯蔵タンクベントフィルター差圧計において、アクリルカバーの変色および継手部のズレが認められたため、当該差圧計を交換。	GIII	
3	その他	一次水処理装置脱湿器の再生運転において、再生放出口側ストレーナの詰まりによる脱湿塔の切替不良が認められたため、当該ストレーナを清掃。	GIII	